

件名	愛媛県農林水産研究所使用料条例の一部を改正する条例
主管課	水産課
根拠法令等	

【改正の概要】

錦鯉を輸出する際には、国が定めたガイドラインにより、コイヘルペスウイルス病とコイ春ウイルス血症にかかっていないことが条件とされているが、県内には両疾病を検査できる機関がないことから、農林水産研究所水産研究センターが検査して成績書を発行することとする。については、これに係る使用料を徴収するため、この条例を改正する。

〔改正内容〕

- ・第1条の「分析等」の内訳に「検査」を追加する。
- ・別表（第2条関係）に以下のとおり当該検査を追加する。

1 分析等にかかる使用料

区分	種別	単位	金額
省略 水産関係	養殖水産動植物の伝染性疾病検査	1件につき	80,000円

【関係条文】

（使用料の納付）

第1条 愛媛県農林水産研究所に分析、試験、鑑定、測定若しくは検査（以下「分析等」という。）を依頼しようとする者又は愛媛県農林水産研究所の施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより使用料を納めなければならない。

（使用料の額）

第2条 使用料の額は、別表に定める額の範囲内で知事が定める額とする。ただし、特別の経費を必要とする分析等に係る使用料の額は、実費を基準として知事が定める額とする。

施行日	平成23年4月1日
-----	-----------

【その他参考事項】